



令和4年 (2022年) 1月14日(金)

No. 15573 1部377円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会
東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)
郵便番号 104-0061
[電話] 03-3535-3052 [FAX] 03-3535-5347
近畿支部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4
(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971
経済産業調査会ポータルサイト <https://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

●知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術
予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

- ☆『造形デザイン』の知財判決紹介 (26)
—意匠の創作非容易性判断と新規性判断— (1) ☆特許庁人事異動…………… (11)

『造形デザイン』の知財判決紹介 (26)

—意匠の創作非容易性判断と新規性判断—

知財高判令和3年6月16日 [ホルダー付き歯科用ブロック]
令和2年(行ケ)第10136号 審決取消請求事件

京橋知財事務所

弁理士 梅澤 修

【事件の概要】(以下、アンダーラインは筆者が記入したものである)

本件は、原告が、意匠に係る物品を「ホルダー付き歯科用ブロック」とする部分意匠の意匠登録出願(意願2019-11883号)をしたが、出願が拒絶され、これを不服とする審判請求も不成立との審決がなされ、

この審決取消しを求めた事案である。原告の請求は棄却され審決が支持された。

審決は、「本願部分は、引用意匠1のシャフト部及びフランジ部の凹陥の位置を、引用意匠2にみられるように左側面視12時、3時、6時の位置としたのにすぎないから、本願意匠は、当業者が公然知ら

知的財産法務を専門分野とする弁護士・弁理士高橋淳は特許侵害訴訟を中心として活動してきましたが、近時は、職務発明規定の作成、変更に関するコンサルタント業務に注力しており、多数の書籍、論文の執筆、セミナー、講演、テレビ出演などを通じて職務発明規定変更の実務の第一人者として知られており、多数の相談実績を有しています。

みやび坂総合法律事務所は、特許、著作権、商標、不正競争防止法及び意匠等の知的財産法務の他、職務発明制度を含む知財制度設計に関するコンサルティング・サービスを提供しています。また、企業法務(海外を含む)に加え、難易度の高い家事事件にも積極的に取り組んでいます。

事務所名、住所、電話及びファックス番号が変更になりました!

みやび坂総合法律事務所

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-27-5 リンクスクエア新宿16階

TEL 050-5534-8882

FAX 03-6701-7231

E-mail jun20dai@gmail.com